

記入例

公共物使用許可申請書

新規更新変更許可指令 第 号
令和 年 月 日
令和 〇 年 〇 月 〇 日

春日部市長 あて

・使用の14日前までに申請してください。
・ご不明な点は、道路管理課にお問い合わせください。
・書類に不備や修正等があった際は許可まで14日以上かかる場合がございます。

〒 3 4 4 - 〇 〇 〇 〇

住所 春日部市〇〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇 〇 〇 〇 (申請者本人)

担当者【申請される会社名、担当者を記入します】

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

春日部市公共物管理条例 第4条第1項前段 許可
第4条第1項後段 の規定により、下記のとおり 変更 を申請します。
第5条第2項 更新

土地の名称	1 水路敷	2 道路敷	3 その他 ()
使用の場所	春日部市 【使用する場所を地番で記入します】		地番先
使用の目的	【使用する目的を記入します】		
工作物件又は施設の構造	【使用する工作物又は施設の構造を記入します】		
使用の数量	【使用する数量を記入します】 該当箇所に〇を付けてください		
現場責任者	住所 【現場責任者の住所を記入します】 氏名 【現場責任者の氏名を記入します】		
占用の期間	令和 年 月 許可日から 〇年 間 令和 〇 年 3 月 31 日まで	工事の時期	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 〇〇 間 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで
添付書類 (各3部)	位置図・案内図・現況図・計画縦横断図・土地利用計画図・平面図 水路使用願 (土地改良区又は地元等) ・公図・構造図・現況写真	開発行為	有 ・ 無
復旧方法	市の指示のとおり		
その他			

記入要領

- 新規更新変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
「第4条第1項前段」 「許可」
2 第4条第1項後段 及び 変更 については、該当するものを○で囲むこと。
第5条第2項 更新
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 申請者は、本申請書の正本の押印欄へ押印すること。
- 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 「使用の場所」欄には、番地まで記載すること。使用が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 「使用の目的」の欄には、工作物件等を設置する理由を具体的に記載すること。
- 「工作物件又は施設の構造」欄には、工作物件等の名称、規模(数量の内訳)、材質等を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。
- 「復旧方法」欄には、公共物の復旧が必要な場合に、現在の機能と同等に復旧する内容を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。
- 「添付図面」欄の、使用場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付すること。
- 各記入事項のうち、当該欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本申請書へ添付すること。

公共物使用許可書

許可指令 第 号
令和 年 月 日

3 4 4 - ○ ○ ○ ○

住所 春日部市〇〇〇丁目〇番〇号

氏名 ○ ○ ○ ○ (申請者本人)

令和 年 月 日付けで申請のあった公共物の使用については、下記のとおり許可する。

春日部市長 (印)

記

土地の名称	1 水路敷	2 道路敷	3 その他（ ）
使用の場所	春日部市 【使用する場所を地番で記入します】 地番先		
使用の目的	【使用する目的を記入します】		
工作物件又は施設の構造	【使用する工作物又は施設の構造を記入します】		
使用の数量	【使用する数量を記入します】		
現場責任者	住所 【現場責任者の住所を記入します】 氏名 【現場責任者の氏名を記入します】		
占有の期間	令和 年 月 許可日から 〇年 間 令和 〇 年 3 月 31 日まで	工事の時期	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 〇〇 間 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで
添付書類 (各3部)	位置図・案内図・現況図・計画縦横断図・土地利用計画図・平面図 水路使用願（土地改良区又は地元等）・公図・構造図・現況写真	開発 行為	有 ・ 無
復旧方法	市の指示のとおり		
その他			

許可条件

- 1 工事について、市長の指示を受けること。
- 2 工事完了において、速やかに工事の詳細写真を提出し完了検査を受けること。
- 3 公共物に関する工事のため、市長から工作物件等の除去、移転又は改築の命令を受けたいときは、使用者の負担で義務を履行すること。
- 4 使用期間中は、工作物件等の管理を適正に行い公共物の構造及び交通に支障をあたえること。
- 5 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、使用者の負担で現状に復旧すること。
- 6 工事に原因した苦情及び第三者への損害は、使用者の責任において解決すること。
- 7 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯を設置すること。また、交通の危険防止のため、道路標識その他工事標準施設を完備すること。
- 8 使用期間満了後引き続き公共物を使用するときは、期間満了前までに、公共物使用許可申請書を提出すること。
- 9 公共物の使用を廃止するときは、あらかじめ公共物使用廃止届を提出し、原状回復の方法及び次期について指示を受けること。
- 10 工事期間は、8：30から17：00までとする。
- 11 境界線等に影響があった場合は復元すること。
- 12 通勤・通学時間帯は、極力工事を避けること。

教 示

- 1 審査請求について
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に春日部市長に対して、審査請求することができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、春日部市長を被告として提起しなければなりません。
この場合、当該訴訟において春日部市を代表する者は市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を受けた日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

公共物使用許可書

許可指令 第 号
令和 年 月 日

春日部市長 あて

〒 3 4 4 - 〇 〇 〇 〇
住所 春日部市〇〇〇丁目〇番〇号
氏名 〇 〇 〇 〇 (申請者本人)

令和 年 月 日付けで申請のあった公共物の使用については、下記のとおり許可する。

春日部市長 印

記

土地の名称	1 水路敷	2 道路敷	3 その他 ()
使用の場所	春日部市 【使用する場所を地番で記入します】 地番先		
使用の目的	【使用する目的を記入します】		
工作物件又は施設の構造	【使用する工作物又は施設の構造を記入します】		
使用の数量	【使用する数量を記入します】		
現場責任者	住所 【現場責任者の住所を記入します】 氏名 【現場責任者の氏名を記入します】		
占有の期間	令和 年 月 許可日から 〇年 間 令和 〇 年 3 月 31 日まで	工事の時期	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 〇〇 間 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで
添付書類 (各3部)	位置図・案内図・現況図・計画縦横断図・土地利用計画図・平面図 水路使用願 (土地改良区又は地元等) ・公図・構造図・現況写真	開発 行為	有 ・ 無
復旧方法	市の指示のとおり		
その他			

許可条件

- 1 工事について、市長の指示を受けること。

2 工事完了において、速やかに工事の詳細写真を提出し完了検査を受けること。

3 公共物に関する工事のため、市長から工作物件等の除去、移転又は改築の命令を受けたいときは、使用者の負担で義務を履行すること。

4 使用期間中は、工作物件等の管理を適正に行い公共物の構造及び交通に支障をあたえること。

5 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、使用者の負担で現状に復旧すること。

6 工事に原因した苦情及び第三者への損害は、使用者の責任において解決すること。

7 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯を設置すること。また、交通の危険防止のため、道路標識その他工事標準施設を完備すること。
- 8 使用期間満了後引き続き公共物を使用するときは、期間満了前までに、公共物使用許可申請書を提出すること。

9 公共物の使用を廃止するときは、あらかじめ公共物使用廃止届を提出し、原状回復の方法及び次期について指示を受けること。

10 工事期間は、8：30から17：00までとする。

11 境界線等に影響があった場合は復元すること。

12 通勤・通学時間帯は、極力工事を避けること。

教 示

- 1 審査請求について
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に春日部市長に対して、審査請求することができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、春日部市長を被告として提起しなければなりません。
この場合、当該訴訟において春日部市を代表する者は市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を受けた日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

新規更新変更許可指令第号

令和 年 月 日

令和 年 月 日

公共物使用許可申請書

春日部市長 あて

〒 3 4 4 - 〇 〇 〇 〇

住所 春日部市〇〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇 〇 〇 〇 (申請者本人) 印

担当者【申請される会社名、担当者を記入します】

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

春日部市公共物管理条例 第4条第1項前段 許可

第4条第1項後段 の規定により、下記のとおり 変更 を申請します。

第5条第2項 更新

土地の名称	1 水路敷	2 道路敷	3 その他 ()
使用の場所	春日部市 【使用する場所を地番で記入します】 地番先		
使用の目的	【使用する目的を記入します】		
工作物件又は施設の構造	【使用する工作物又は施設の構造を記入します】		
使用の数量	【使用する数量を記入します】		
現場責任者	住所 【現場責任者の住所を記入します】 氏名 【現場責任者の氏名を記入します】		
占用の期間	令和 年 月 許可日から 〇年 間 令和 〇 年 3 月 31 日まで	工事の時期	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 〇〇 間 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで
添付書類 (各3部)	位置図・案内図・現況図・計画縦横断図・土地利用計画図・平面図 水路使用願 (土地改良区又は地元等)・公図・構造図・現況写真	開発行為	有 ・ 無
復旧方法	市の指示のとおり		
その他			

公 共 物 審 査 書 兼 伺 書									
		道路管理課長	主 幹	主 査	回 議	起 案 者	道路管理課 道路管理担当		
							内線 (番)		
事務的審査・技術的審査	受 取	令和 年 月 日	合 議		主 幹	主 査	主 査	担 当	
					主 幹	主 査	主 査	担 当	
					主 幹	主 査	主 査	担 当	
					主 幹	主 査	主 査	担 当	
開 発 第 回 番						公 印 使 用			
						月 日 個			
起 案	令和 年 月 日				現地確認	令和 年 月 日			
決 裁	令和 年 月 日				保存期間	永年 ・ 10 ・ 5 ・ 3 ・ 1			